

高知市委託事業

障害福祉サービスの支給決定に係る 調査業務マニュアル [実績報告・請求編]

高知市健康福祉部 障がい福祉課

令和4年5月作成

【調査実施から支払までの流れ】

調査実施

↓ 調査日の属する月の翌月 10 日までに

高知市障がい福祉課に完了届（検査様式 1 号）及び月間実績報告（様式 1 号）の提出

↓

高知市障がい福祉課で検査（調査内容の確認、支給決定の可否等）

↓

検査終了で請求額の確定

↓

請求書（様式 2 号）の提出

↓

高知市が請求書を受理してから 30 日以内に指定の口座に振込み

【書類作成時の留意点】

1. 「障害福祉サービスの支給決定に係る調査業務月間実績報告書」の記載内容

○「調査日の属する月」で実績報告書を記載してください。

※ 検査の可否については、調査内容の確認とともに、原則、支給決定がなされたか否かをもって判断するため、個別に調整させていただく場合があります。

2. 完了届及び月間報告書については**押印不要**です。